

審理員候補者名簿(保健医療部)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

処分等の分類	審理員となるべき者
保健医療部総務課が所掌する事務に係る処分等	1 保健医療部総務課の副課長の職にある者
保健医療部医務課が所掌する事務に係る処分等	1 保健医療部医務課の副課長の職にある者 2 保健医療部総務課の副課長の職にある者
保健医療部健康増進課が所掌する事務に係る処分等	1 保健医療部健康増進課の副課長の職にある者 2 保健医療部総務課の副課長の職にある者
保健医療部薬務課が所掌する事務に係る処分等	1 保健医療部薬務課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 保健医療部総務課の副課長の職にある者
保健医療部生活衛生課が所掌する事務に係る処分等	1 保健医療部生活衛生課の副課長の職にある者 2 保健医療部総務課の副課長の職にある者
保健医療部感染症等対策室感染症対策課が所掌する事務に係る処分等	1 保健医療部感染症等対策室感染症対策課の副課長の職にある者 2 保健医療部総務課の副課長の職にある者
保健医療部感染症等対策室疾病対策課が所掌する事務に係る処分等	1 保健医療部感染症等対策室疾病対策課の副課長の職にある者 2 保健医療部総務課の副課長の職にある者